

日本材料学会四国支部優秀講演発表賞規程

平成 23 年 6 月 24 日決定

- 第 1 条 本支部は日本学術講演会四国支部優秀講演発表賞(英文名, JSMS Shikoku Blanch Award for Best Presentation) を設け、本規程によって本会会員個人に受賞する。
- 第 2 条 本賞は総会・学術講演会における特に優秀な講演発表者に授与する。
- 第 3 条 本賞は賞状とし、副賞は設けない。受賞者の発表は学会誌および支部ホームページにて行う。
- 第 4 条 受賞対象者は満 35 歳未満(当該年度 4 月 1 日現在)の会員で、受賞は 1 人に対して原則 1 回とし、学生会員(講演申込み時)として受賞した場合は、正会員としてさらに 1 回受賞できることとする。
- 第 5 条 優秀講演発表賞選考委員会は、受賞者の発表を迅速にするため常議員会に置く。選考委員長は支部長とし、常議員の若干名をもって構成する。本選考委員会は選考結果を直近の常議員会に報告する。

以上